

第2学年・第3学年 保護者 様

東京都立山崎高等学校長  
萩谷 磨

## 令和元年度第2回高等学校等就学支援金の申請について

日頃より本校の教育活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和元年度第2回高等学校等就学支援金（令和元年7月～令和2年6月分）の申請時期となりましたので、申請手続について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1 平成30年度にマイナンバーを提出し認定された方

今回、書類提出の必要はありません。ただし、昨年の申請後に保護者の変更があった方又は、平成30年1月2日から平成31年1月1日の間に住所を変更された方（同一市区町村内での変更を除く）は申請書類の提出が必要であるため、6月12日（水）までに裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

2 平成30年度に不申請、不認定、マイナンバー以外の書類で認定を受けた方

申請書類は、6月10日頃に発送します。下記期日までに必要書類を御提出ください。

なお、万一書類が届かない場合には、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

### ＜書類の提出締切日＞ **令和元年6月20日(木)必着**

※ 必要な書類に不備がある場合や、期限までに提出がない場合は、就学支援金の支給を受けられない場合があります。

必ず上記締切日までに同封の水色の窓付き封筒に申請書類を入れた上で、レターパックライトで御郵送ください。※持参・担任への提出は御遠慮いただきますようお願いいたします。

以下制度の概要や申請手続きについてまとめました。御確認の上、第2回書類提出に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、御不明な点などございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

### ＜制度の概要＞

- 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、全国一律の制度として、公立高等学校の授業料無償制度（旧制度）が廃止され、就学支援金制度（新制度）へ移行しました。
- 就学支援金制度とは、「区市町村民税所得割額」及び「都道府県民税所得割額」の合計が50万7000円未満の世帯（※共働きの場合、合算となります。）で申請のあった生徒本人に代わり、就学支援金を学校が授業料として受け取る制度です。
- 就学支援金は、学校が生徒本人に代わって学校が受け取り、授業料に充てます。
- 就学支援金の支給対象とならない場合や就学支援金の申請をしない場合は、授業料を負担していただきます。

（裏面に続きます。）

## <所得の確認について>

- 東京都では平成30年度から就学支援金に係る所得の確認方法として「マイナンバー」を活用することとしています。

## <申請手続について>

手続に必要な書類は、別添「令和元年度 高等学校等就学支援金（就学支援金）支給手続のお知らせ（7月申請）」及び別途お送りします「マイナンバー収集台紙（裏面）」を御覧ください。

### 1 就学支援金の支給対象期間

今回 第2回手続 令和元年7月分～令和2年6月分

※ 令和元年度（平成30年分の所得）の住民税課税状況により支給対象の可否を判断します。

※ 第2学年・第3学年の皆様は、平成30年7月手続において、令和元年6月分までの就学支援金を申請済みのため、第1回手続（4月申請）はございません。

### 2 第2回提出書類（表面記2に該当の方）

#### (1) 就学支援金を申請されない方

「高等学校等就学支援金の不申請意向確認書」を記入し、「水色の窓付封筒」に入れ、厳封の上、同封のレターパックライトに入れて、ポストに投函してください。

#### (2) 就学支援金を申請される方

受給資格認定申請書及び「マイナンバー」収集用台紙（同封の「マイナンバー関係書類在中と記載のある白い封筒」に入れ、厳封してください。）を「水色の窓付封筒」に入れ、厳封の上、同封のレターパックライトに入れて、ポストに投函してください。

なお、期限まで申請書類の提出がない場合は、不申請とみなしますのでご注意ください。

### 3 第2回手続に関する今後のスケジュール

#### (1) 就学支援金を申請されない方

本年8月～9月頃に、東京都教育委員会から生徒保護者宛に「納入通知書（令和元年7月～令和2年3月分）」が送付される予定です。

⇒ 授業料納入期限 9月末日 令和元年7月～令和2年3月分（89,100円）

※ 第2学年（令和2年度新3年生）の令和2年4月～6月分の納入通知書は、令和2年4月発行予定です。

#### (2) 就学支援金を申請したが、不認定となった方

本年10月頃に、東京都教育委員会から生徒保護者宛に「受給資格不認定通知書」及び「納入通知書（令和元年7月～令和2年3月分）」が送付される予定です。

⇒ 授業料納入期限 10月末日 令和元年7月～令和2年3月分（89,100円）

※ 第2学年（令和2年度新3年生）の令和2年4月～6月分の納入通知書は、令和2年4月発行予定です。

#### (3) 就学支援金を申請し、認定された方

東京都教育委員会から生徒保護者宛に「支給決定通知書」が送付される予定です。

⇒ 就学支援金を学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充当するため、授業料を納入する必要はありません。

#### <問い合わせ先>

東京都山崎立高等学校

経営企画室 土居

電話 042-792-2891